

教私第 3 9 3 5 号  
平成 3 1 年 3 月 2 8 日

各私立高・中等教育学校長 様

大阪府教育庁私学課長

消費者教育教材「社会への扉」活用状況について

標記について、大阪府消費生活センターを通じて、消費者庁消費者教育・地方協力課消費者教育推進室長から依頼がありましたので、下記によりご回答くださいますようお願いいたします。なお、回答様式等については、大阪府ホームページ『各学校への調査依頼について（事務連絡用）』に掲載していますので、次のアドレスからご覧ください。

【大阪府ホームページ『各学校への調査依頼について（事務連絡用）』】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/tyousa.html>

記

- 1 回答様式 調査票
- 2 回答方法 私学課小中高振興グループあてメールでご回答ください。  
回答先アドレス：[shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp)  
※メールの件名は「消費者教育調査（学校名）」としてください。
- 3 回答期限 平成 3 1 年 4 月 3 日（水）
- 4 留意事項 ○回答様式は学校ごとに作成してください。  
○回答様式については自動集計を行ないますので、行・列の追加や削除、シート名の変更は行なわないでください。  
○なお、消費者教育については、平成 3 0 年 8 月 3 1 日付け 3 0 文科初第 7 2 7 号「高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」に記載のとおり、「家庭については、新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導することとし」、「平成 3 0 年 4 月 1 日以降に高等学校に入学した生徒について適用すること」とされています。

（お問い合わせ先）

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ 橋本

電話：06-6941-0351（内線 4858）